

福岡県児童虐待防止及び里親制度に関する
広報啓発業務一式に係る仕様書（案）

令和6年2月

福岡県福祉労働部こども福祉課

1 件名

福岡県児童虐待防止及び里親制度に関する広報啓発業務一式

2 目的

(1) 児童虐待防止に係る啓発

児童相談所への児童虐待の相談件数は年々増加しており、児童虐待への対応は本県にとって喫緊の課題となっている。

こどもの命と権利を虐待から守るためには、県民をはじめ、県、市町村、学校、医療機関等が、児童虐待に関する知識を深め、それぞれの責務と役割を認識し、より緊密に連携していくことが不可欠であることから、児童虐待防止等に関してインターネット広告を用いて広く広報を行うとともに、虐待が家庭で潜在化しないように、こども自身に対しても自身が持つ権利などについて啓発を行うことにより、児童虐待の早期発見に繋げることを目的とする。

(2) 特定妊婦等母子支援事業の周知

児童虐待による死亡事例では0歳児の割合が最も高く、実母が妊娠していることを誰にも相談できず、妊娠中に適切な支援を受けることなく出産した結果、こどもが死亡に至った事例が多い。その背景には、妊娠したことを身近な家族やパートナーにも相談できない不安定な関係性という問題、妊娠に気が付いたとしても経済的負担を理由に受診をためらい、必要な支援に繋がらないという経済的な問題等がある。こうした問題を抱えており特に支援が必要となっている妊産婦（以下「特定妊婦等」という。）に対する支援として、本県では、「特定妊婦等母子支援事業」を実施している。本事業について、妊娠や出産後の養育への不安に悩む特定妊婦等の方々に、インターネット広告を用いて周知し、児童虐待の未然防止を図ることを目的とする。

(3) 里親制度の社会的認知度の向上

里親制度は、様々な事情で親と暮らすことができないこどもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。里親制度について、インターネット広告を用いて広く広報し、その必要性や役割に対する正しい理解を広く社会に浸透させるとともに、里親になることへの興味・関心を高め、里親の登録数を増やすことにより、里親委託を一層推進していくことを目的とする。

3 課題

(1) 児童虐待防止に係る啓発・周知

① 虐待の様態やこどもに与える影響などについて、県民の理解を深めるととも

に、虐待を発見した者は、児童相談所等へ通告する義務があることの認知度を高めるために、啓発を図る必要がある。

【訴求ポイント】

- ・ 「児童虐待かも」と思ったら、すぐに通告・相談して欲しいこと。
 - ・ ささいな暴力であっても体罰であり、決して許されないこと。
 - ・ 県内在住の様々な人に届く広報とすること。
- ② 当事者である子どもに対して、子どもが持っている権利や虐待に関する正しい情報を学ぶ場を提供するとともに、虐待を受けていると感じた時にためらわず相談できる相談先について、周知を図る必要がある。

【訴求ポイント】

- ・ 子どもには、暴力やひどい扱いから守られる権利があること。
- ・ 子どもが保護者からひどい扱いを受けた場合は、一人で悩まずに早急に相談して欲しいこと。
- ・ SNSによる親子のための相談LINE、189による電話相談等、様々な相談手段があり、いずれの手段でも相談を受け付けること。
- ・ 誰かに相談しても子どもに不利益が生じないよう配慮されること。
- ・ 当事者の子どもに直接届く広報とすること。

(2) 特定妊婦等母子支援事業の周知

特定妊婦等の方の中には、支援を必要としているが事情により家族など身近な人に相談ができない方や支援先や相談先が分からずに困っている方が一定数存在する。妊産婦の支援を行う市町村では、こうした特定妊婦等の方々をどうやって把握するかが課題となっている。そのため、これらの特定妊婦等の方々に対して、支援先や相談先等の周知を図る必要がある。

【訴求ポイント】

- ・ 具体的な相談内容や匿名での相談が可能であることを記載し、特定妊婦等の方々が相談しやすいものとする。
- ・ 当事者である特定妊婦等の方々に直接届く広報とすること。

(3) 里親制度の周知

子どもが安心して里親家庭で生活するためには、子どもの希望や気持ちに耳を傾けつつ、虐待による影響や心身の障がい、実親との関係性などに配慮した質の高い養育を行うことが求められている。これらの要件を備えた里親の確保及び委

託の推進に当たって、里親制度の仕組み、里親制度がこどもの福祉を保障するための制度であることについて県民の理解を深めるとともに、里親制度に興味・関心を持ってもらうために、周知を図る必要がある。

【訴求ポイント】

- ・ 里親を必要としているこどもたちがいることを知り、里親制度への興味・関心を持つきっかけとする。
- ・ 里親には様々な種類があることを知り、「これなら自分もできるかも」と里親になる意欲を高める。
- ・ 実親が安心して里親にこどもを預けられるよう、里親制度を分かりやすく説明するとともに、実親に対しても配慮された表現とすること。
- ・ 県内在住の様々な人に届く広報とすること。

4 契約期間

契約締結日 ～ 令和7年3月31日

5 事業内容

(1) 担当者の配置

- ① 受託者は、契約締結後速やかに責任者を選任し、県に届け出るものとする。
なお、責任者には、本業務を実施するために必要な能力・経験を有する自社の者を選任するものとし、事業計画書の作成及び進捗管理、県との調整など、総合的な企画立案・進行管理等を行うこと。
- ② 受託者は、本業務の実施に当たり、機動的かつ効果的な対応ができるような人員配置を行うものとする。また、業務従事者は十分なスキルを有する者を確保すること。

(2) ホームページの作成

- ① ホームページの内容について、上記「2 目的」及び「3 課題」に即して、よりわかりやすく理解を深めることができるようにホームページを制作すること。また、下記の構成を参考に作成すること。

なお、「(1) 児童虐待防止に係る啓発」については、既に「福岡県児童虐待防止ホームページKOMORI」（以下「KOMORI」という。）を開設しているため、ホームページの作成は必要としない。

(ア) 特定妊婦等母子支援事業に関するサイト（LPを想定）

- 事業概要
- 具体的な相談内容
- 相談先一覧

(イ) 里親制度に関するサイト

- トップページ
- 制度概要
- 里親の登録方法
- 体験談
- Q&A
- 相談先一覧

ホームページ作成業務において必要な関係資料は県より提供。

体験談ページにおける取材対象者については県で選定。インタビュー業務・記事作成業務は受託者で実施。

- ② ホームページ維持管理を行うためのCMSを導入すること（「KOMORI」はWordPressを使用。）。
- ③ ホームページ開設後は、県の職員が運用・保守を行うことを想定しており、専門的な記述や技術がない職員でも平易に更新できるつくりとすること。
- ④ アクセス集計・解析ができる機能を有するようにすること。
- ⑤ ホームページ運用マニュアルを作成すること。
- ⑥ 下記OSを前提に、パソコン、携帯端末等での正常な閲覧を確保すること。
<正常な閲覧を確保する前提OS等>
 - ・ microsoft edge 最新版
 - ・ mozilla Firefox 最新版
 - ・ google Chrome 最新版
 - ・ apple Safari 最新版
 - ・ OS、Androidの標準ブラウザ（レスポンシブWeb技術による対応とするため、CSS3 Media Queriesに対応したブラウザに限定する。）
- ⑦ 情報セキュリティの確保のため、以下の対策等を講じること。
 - (ア) 受託者は、「福岡県情報セキュリティ対策基準」を遵守し、本業務の実施における情報セキュリティ確保のための体制を整備すること。
 - (イ) アプリケーション・コンテンツの作成時等の対策
 - ア 提供するアプリケーション・コンテンツに不正プログラムを含まないこと。
 - イ 提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。
 - ウ 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
 - エ 電子証明書を利用する等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合

- には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。
- オ 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて作成等を行うこと。
- カ サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように作成等を行うこと。
- キ 前提となるサーバーおよびドメインについては当課が運用中の「KOMORI」で使用しているレンタルサーバーおよびドメインのサブディレクトリとして設置を想定。
- レンタルサーバーについて
株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ
シェアードプランビジネススタンダード
 - ドメインについて
kodomonofukushi.pref.fukuoka.jp
- ク アプリケーション・コンテンツの作成等に当たっては、攻撃者にとって有用な情報を与える仕組み等を用いないこと。
- ケ アプリケーション・コンテンツの公開に当たっては、それらのファイルの種別に応じて付加情報（ファイルの作成者や変更履歴等）の削除対象等を定め、一般に公開する必要のない付加情報を削除した上で公開すること。
- コ アプリケーション・コンテンツの公開に当たっては、サービスの正常な維持を目的とする場合を除き、不要なものは削除すること。

(3) インターネット広告の実施とそれに必要な広告素材の制作と掲載

- ① 上記「2 目的」、「3 課題」を踏まえ、以下の対象に効果的に広報できるSNSやwebによるインターネット広告の実施。単体の媒体を用いる場合は、その理由、複数の媒体を組み合わせる場合は、その組み合わせが有効である理由を目標PV数を含めて示すこと。
- ② 広告媒体に合う広告素材（画像・動画・見出し等）を作成すること。
 なお、「児童虐待防止に係る啓発」については、「KOMORI」で使用している図案等を提供することが可能。
- ③ 以下の広告掲載期間・対象に向けた広告掲載を行うこと。

内容	児童虐待防止に係る啓発		里親制度の社会的認知度の向上	特定妊婦等母子支援事業の周知
期間	8月と11月 (8月は学校の夏休み期間) (11月は国の集中啓発月間)		ホームページ開設後から年度末まで (10月は国の集中啓発月間)	ホームページ開設後から年度末まで
対象	当事者 (小中高生のこども)	県民全体	県民全体	当事者 (特定妊婦等)
誘導先	KOMORIのこども向けページ※1	KOMORIのトップページ※2	本業務で作成したHP	本業務で作成したHP

※1 URL : <https://kodomonofukushi.pref.fukuoka.jp/>

※2 URL : <https://kodomonofukushi.pref.fukuoka.jp/to-all-children/>

(4) 広告に使用したデザインデータ等を収録した素材集CD-ROM（2部）を納品すること。

(5) その他効果的な広報展開

上記（2）及び（3）以外の効果的な広報啓発、幅広い層に効果的な報道媒体によるニュースや各団体が行う広報、広告に取り上げられ、高い効果を発揮する手法があれば提案すること。

6 作業スケジュール

受託者は、契約締結後、速やかに業務を開始するものとし、詳細な事業実施スケジュールを作成すること。7月までにホームページを作成し、ホームページ立ち上げ後から、誘導広告を開始すること。

7 関連書類等の貸与

県は、受託者が契約を履行する上で必要な関連書類等を随時貸与するものとする。ただし、貸与された書類等は、県から請求があった場合、契約にて定められ

た引渡時期までに県に返還しなければならない。

8 成果物等

受託者は、広告掲載実績をとりまとめた業務完了報告書を県に提出すること。
なお、納品に際しては、県の担当者において検査を行い、不備等が発見された場合は、速やかに修正等を行うこと。

9 受託者の責務

- (1) 受託者は、定められた期日までに業務を完了すること。それが困難となった場合には、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、業務の過程において県から指示された事案については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (3) 本業務を遂行するに当たり個人情報に関する権利などを侵害することのないように厳重な注意を払うものとする。また、本業務の遂行中に第三者に与えた損害等は、全て受託者の負担とする。
- (4) 契約の締結に当たっては、定価等を踏まえ、適切な価格設定とすることとし、県とともに十分精査の上、契約金額を決定すること。
- (5) 受託者は、本業務を実施するに当たって、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏えい、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (6) 関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

10 知的財産権・著作権等

- (1) 受託者は、成果物に係る一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を県に譲渡するものとする。
また、受託者は、県に対し著作者人格権及び実演家人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作物（写真、映像、音楽等）を使用する場合には、受託者は原著作権者等の著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して一切の受託者において行うものとする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権、肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

11 二次利用

- (1) 市町村等から二次利用の要望があった場合は、積極的な活用を考えているところであり、著作権等の扱いについては、特段の事由がない限り、「10 知的財産権・著作権等」に記載されているとおりとする。
- (2) 本業務の広告物に使用する目的で撮影したグラフィック素材（実際に広告物として使用した素材に限る。）については、本広報以外に、県が本テーマに関連する広報を実施する場合に、県の別途調達する媒体等でも活用できるようにするため、著作権等の扱いについては、特段の事由がない限り、「10 知的財産権・著作権等」に記載されているとおりとする。

12 機密保持等

- (1) 受託者は、本業務において取得した情報の使用・保存・処分等について、プライバシーの保護及びデータの機密保持を厳格に行うこと。
- (2) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報を開示し、又は漏えいさせてはならない。また、当該情報を本業務以外の用途に使用しないこと。そのために必要な措置を講ずること。なお、受託者の責任に起因する情報の漏えい等があった場合は、契約条項上の「契約不適合責任」に該当するものとする。
- (3) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受託者が負担すること。
- (4) 受託者は、本業務遂行中に作成した中間成果物等を含む全てのデータについて、業務の終了に伴い不要となった場合又は県から廃棄の指示があった場合には、速やかに消去等の復元できない状態とするとともに、書面をもって処理の概要を県に提出すること。
- (5) この項目について受託者は、契約期間終了後においても同様とする。

13 再委託の取扱について

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者（受注者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託することはできない。
- (2) 受託者は、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託することはできない。
- (3) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合には、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の名称及び所在地、履行能力等並びに再委託の金額等について、事前に書面により申し出た上で、県の承認を得なければならない。
- (4) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合には、再委託した業務に伴う再委

託先の行為について、県に対しすべての責任を負うものとする。また、本業務の実施にあたり遵守すべき事項について、再委託先は受託者と同様の義務を負うものとする。

14 その他

- (1) 契約締結後、受託者が本仕様書に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められる場合は、県はその時点で契約を解除することができる。その場合、当該時点において、完了していない業務の実施のために要した費用は受託者の負担とする。
- (2) 本業務における係争等は、国内法により協議・解決を行うこと。
- (3) 本業務の遂行に当たっては、業務の円滑な実施を図るため、県と緊密な連絡をとるものとする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項や不明な点がある場合には、県と協議の上、決定し、県の担当職員の指示に従うこと。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、その他特に必要がある場合は、事前に県と協議しなければならない。事前に協議が無かった場合、受託者は、これらの不明を理由にして異議を申し立てることはできない。
なお、協議の際には、当該協議に関する議事録を作成し、その確認を受けること。
- (6) 受託者が交代する場合、本業務の遂行に支障が生じないように、受託者は、業務の引き継ぎを行うこと。
- (7) 本業務は、社会情勢その他状況の変化等により、契約の変更・追加・一部取止め等があり得ること。
- (8) 本事業の受託者となれる者は、以下の各号の全てを満たす者とする。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
 - ② 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中ではない者
 - ③ 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと。
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続がなされていない者

15 問合せ先

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部こども福祉課 こども福祉係 中村、讃井

TEL : 092-643-3256

E-Mail : kofuku-kofuku@pref.fukuoka.lg.jp

※ 手続きに関する照会は原則として電子メールで行うこととし、回答は、原則として電子メールにより行う。なお、照会の内容は、具体的に記述することとし、必ず担当者の所属、氏名、電話番号及びメールアドレスを明記すること。